

本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十九号）（人事課）

一 趣旨

令和七年十月十六日付けの埼玉県人事委員会の職員の給与についての勧告及び報告等を踏まえ、職員の給与の改定等をするための改正

二 内容

- (一) 給料表を若年層に重点を置きつつ、全ての職員について引上げ
 - (二) 獣医師の初任給調整手当の新設
 - (三) 期末・勤勉手当の支給割合の引上げ
 - (四) 通勤手当の自動車等の使用距離上限の引上げ及び駐車場等の利用に対する通勤手当の新設
 - (五) 国に準じた特地勤務手当等及び宿日直手当の改定
 - (六) 級別基準職務表の見直し
- ### 三 施行期日
- 公布の日。ただし、二(二)、二(三)の令和八年度以降の期末・勤勉手当の支給割合、二(四)及び二(六)は令和八年四月一日